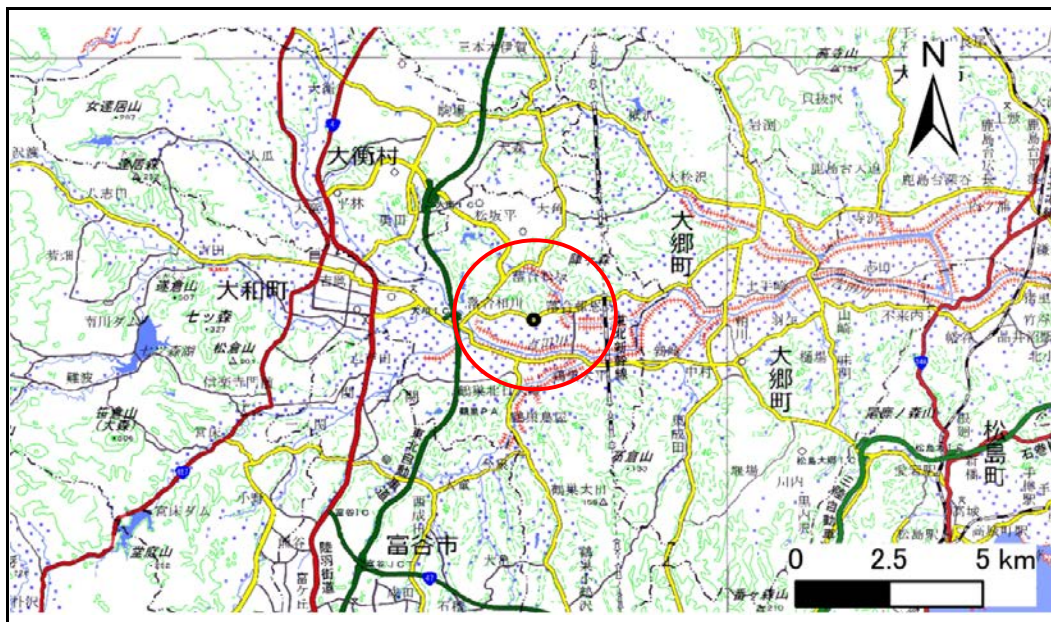


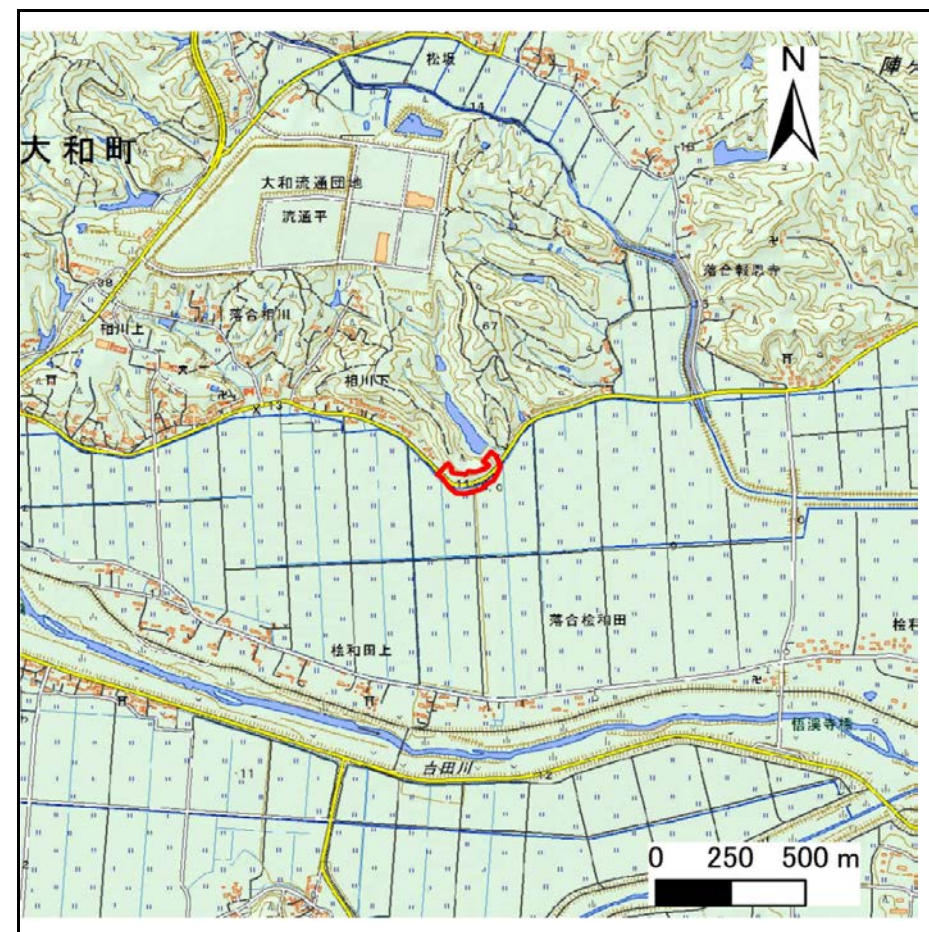
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第82号
告示年月日	平成31年1月29日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅲ-自-0260
箇所名	馬場
所在地	黒川郡大和町落合相川字馬場
調査機関	宮城県仙台土木事務所



位置図(S=1:200,000)



概況図(S=1:25,000)

宮城県

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平30情複、第438号)

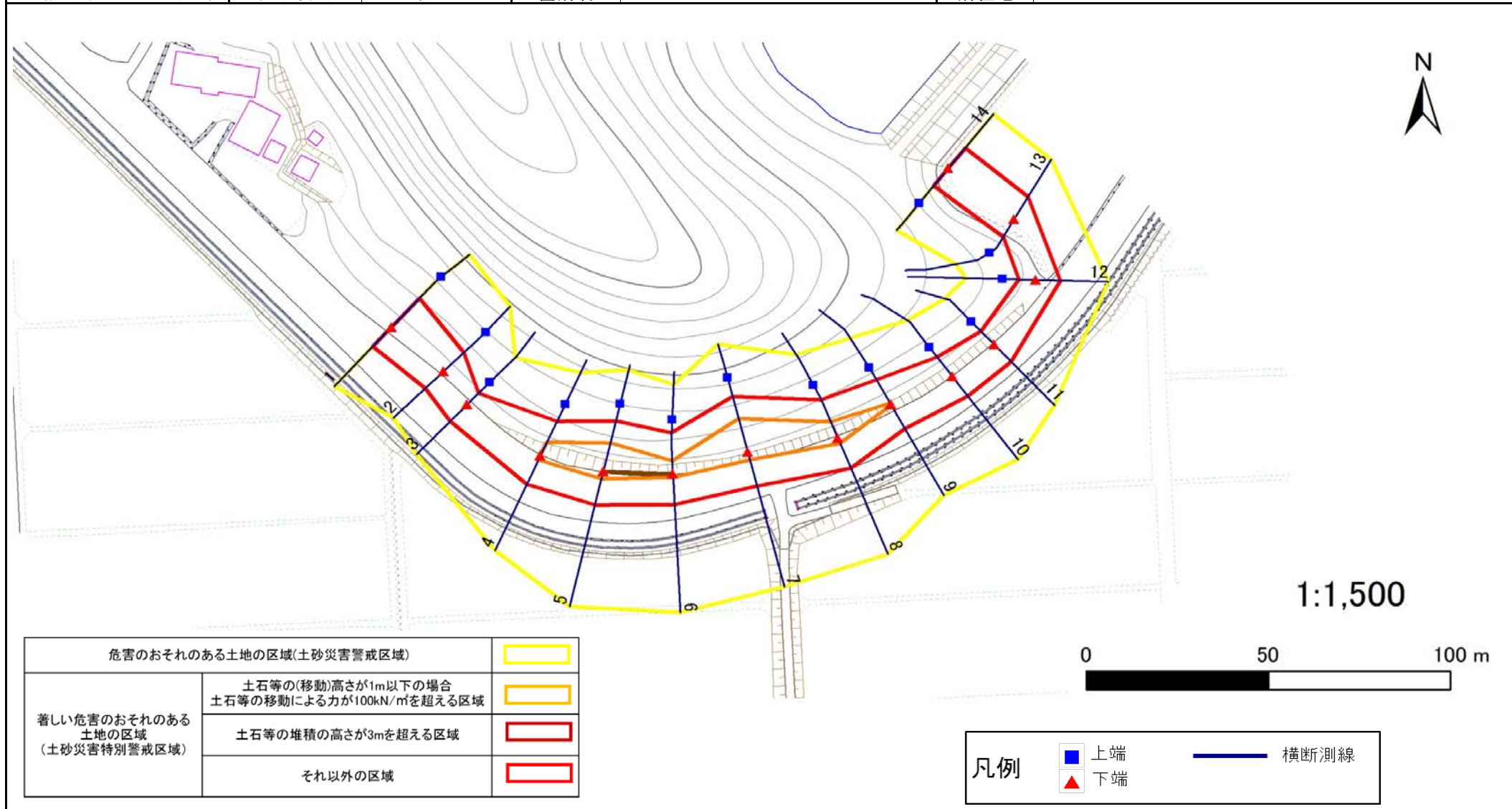
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第82号
告示年月日	平成31年1月29日

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

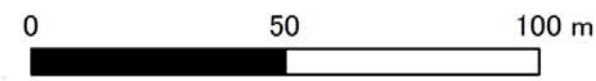
調査年度	平成29年度
------	--------

急傾斜地の位置	箇所番号	Ⅲ-自-0260	箇所名	馬場	所在地	黒川郡大和町落合相川字馬場
---------	------	----------	-----	----	-----	---------------



1:1,500

	危害のおそれのある土地の区域(土砂災害警戒区域)	□
著しい危害のおそれのある土地の区域(土砂災害特別警戒区域)	土石等の(移動)高さが1m以下の場合 土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域	□
	土石等の堆積の高さが3mを超える区域	□
	それ以外の区域	□



凡例	■	上端	—	横断測線
	▲	下端		

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

告示番号	宮城県告示第82号
告示年月日	平成31年1月29日

急傾斜地の位置	箇所番号	III-自-0260	箇所名	馬場	所在地	黒川郡天和町落合相川字馬場										
横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積高さが3mを超える区域		それ以外の区域		土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの	土石等の高さ	力の大きさのうち最大のもの	土石等の高さ	力の大きさのうち最大のもの	土石等の高さ	力の大きさのうち最大のもの	土石等の高さ	力の大きさのうち最大のもの	土石等の高さ	力の大きさのうち最大のもの	土石等の高さ	力の大きさのうち最大のもの	土石等の高さ	力の大きさのうち最大のもの	土石等の高さ
	(kN/m ²)	(m)	(kN/m ²)	(m)	(kN/m ²)	(m)	(kN/m ²)	(m)	(kN/m ²)	(m)	(kN/m ²)	(m)	(kN/m ²)	(m)	(kN/m ²)	(m)
1 ~ 2	-	-	96.2	1.0	-	-	9.9	2.0	~							
2 ~ 3	-	-	88.2	1.0	-	-	13.1	2.6	~							
3 ~ 4	-	-	100.0	1.0	-	-	13.1	2.6	~							
4 ~ 5	132.5	1.0	100.0	1.0	-	-	15.2	3.0	~							
5 ~ 6	132.5	1.0	100.0	1.0	16.9	3.4	15.2	3.0	~							
6 ~ 7	135.9	1.0	100.0	1.0	-	-	15.2	3.0	~							
7 ~ 8	135.9	1.0	100.0	1.0	-	-	14.7	2.9	~							
8 ~ 9	122.5	1.0	100.0	1.0	-	-	14.5	2.9	~							
9 ~ 10	-	-	100.0	1.0	-	-	15.2	3.0	~							
10 ~ 11	-	-	89.7	1.0	-	-	15.2	3.0	~							
11 ~ 12	-	-	86.4	1.0	-	-	13.9	2.8	~							
12 ~ 13	-	-	96.4	1.0	-	-	12.9	2.6	~							
13 ~ 14	-	-	97.0	1.0	-	-	11.5	2.3	~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							